

告 示

埼玉県告示第百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

二 漁業権の免許番号

共第五号

三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の次に「又はオンラインシステム」を加える。

第八条第一項中「又は」を「、」に改め、「組合指定取扱店」の次に「又は組合が指定するオンラインシステム」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分中「遊漁承認証」の次に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加え、同条第二項中「場所」の次に「組合が指定するオンラインシステム」を加える。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年三月一日